



長崎県公報

目 次

◎ 人事委員会規則	所管課(室)名
○競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則	〃
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〃
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〃

人事委員会規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第5号

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第3条 警察官（巡査の職に限る。）の採用試験の実施に関する事務のうち次に掲げる事務を長崎県警察本部長に委任する。 (1)～(6) 略 <u>(7) 論文試験の問題作成に関する事務</u>	第3条 警察官（巡査の職に限る。）の採用試験の実施に関する事務のうち次に掲げる事務を長崎県警察本部長に委任する。 (1)～(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第6号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前					
別表第2 (第7条関係)				別表第2 (第7条関係)					
	組織	職	区分		組織	職	区分		
知事部局	略			知事部局	略				
	本庁	部長 危機管理対策監 こども政策局長 理事 会計管理者 技監	1種		本庁	統轄監 部長 危機管理監 こども政策局長 理事 会計管理者 技監	1種		
		略				略			
		肉用牛改良センター	所長 略			6種	肉用牛改良センター	所長 略	4種
		中央・県北・県南・壱岐家畜保健衛生所	所長			6種	中央・県北・県南・壱岐家畜保健衛生所	所長	7種
略			略						
略			略						
教育庁 (学校以外の教育機関を含む。)	略			教育庁 (学校以外の教育機関を含む。)	略				
	本庁	教育次長	3種		本庁	政策監 教育次長	2種 3種		
		略				略			
略			略						
略			略						
特別支援学校	事務局長	6種	特別支援学校	略					
略	略		略						

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和39年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定により手当を支給される職員(第3項に該当する職員を除く。)は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する職員のうち同表右欄に掲げる種類の作業に従事した職員とする。<u>ただし、次項に掲げる感染症に係る作業については、同表右欄に掲げる種類の作業に従事した職員とする。</u></p> <p>2及び3 略 (航空手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 条例第18条第1項第2号の規定により手当を支給される職員は、<u>防災企画課</u>に勤務する職員のうち航空機にとう乗し、消防防災業務に従事した職員とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第4 (第18条関係)</p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定により手当を支給される職員(<u>次項</u>に該当する職員を除く。)は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する職員のうち同表右欄に掲げる種類の作業に従事した職員とする。</p> <p>2及び3 略 (航空手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 条例第18条第1項第2号の規定により手当を支給される職員は、<u>危機管理課</u>に勤務する職員のうち航空機にとう乗し、消防防災業務に従事した職員とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第4 (第18条関係)</p>

公共用地取得業務手当を支給する勤務箇所

水産部漁港漁場課、農林部（農村整備課、林政課及び森林整備室に限る。）、土木部（道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、用地課、住宅課及び都市政策課に限る。）、長崎振興局建設部及び長崎港湾漁港事務所、県央振興局農林部及び建設部、島原振興局農林水産部及び建設部、県北振興局農林部及び建設部、五島振興局農林水産部及び建設部、五島振興局上五島支所建設部、杵岐振興局農林水産部及び建設部、対馬振興局農林水産部及び建設部、石木ダム建設事務所

公共用地取得業務手当を支給する勤務箇所

水産部漁港漁場課、農林部（農村整備課、林政課及び森林整備室に限る。）、土木部（道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、用地課、新幹線事業対策室、住宅課及び都市政策課に限る。）、長崎振興局建設部及び長崎港湾漁港事務所、県央振興局農林部及び建設部、島原振興局農林水産部及び建設部、県北振興局農林部及び建設部、五島振興局農林水産部及び建設部、五島振興局上五島支所建設部、杵岐振興局農林水産部及び建設部、対馬振興局農林水産部及び建設部、石木ダム建設事務所

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務表					別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略					略				
8級	<u>1</u>	<u>危機管理対策監</u>	<u>本庁</u>	知事	9級	1	<u>統轄監</u>	本庁	知事
9級	1	危機管理対策監	本庁	知事	備考 略				
イ～サ 略					イ～サ 略				

（へき地手当等の支給に関する規則の一部改正）

第4条 へき地手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
市町名	学校名	級別区分	市町名	学校名	級別区分
略			略		
対馬市	略	3級	対馬市	略	3級
	金田小学校 美津島北部小学校 豊玉小学校 豊玉中学校 比田勝小学校 比田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場 略			金田小学校 美津島北部小学校 豊玉小学校 豊玉中学校 <u>乙宮小学校</u> 比田勝小学校 比田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場 略	
略			略		
新上五島町	若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校	2級	新上五島町	若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校 <u>今里小学校</u> 北魚目小学校	2級
	北魚目小学校			北魚目小学校	

奈良尾小学校 奈良尾中学校 上五島中学校 新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター		奈良尾小学校 奈良尾中学校 上五島中学校 新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター	
略		略	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第7号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別記様式第2号の2（第3条関係）				別記様式第2号の2（第3条関係）			
退職勸奨の記録				退職勸奨の記録			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
勤 務 公 署 名		採 用 年 月 日	年 月 日	勤 務 公 署 名		採 用 年 月 日	年 月 日
		退 職 年 月 日	年 月 日			退 職 年 月 日	年 月 日
給 料 月 額	円 (職給料表 級 号給・調整 額 円)	勤 続 期 間	年 月	給 料 月 額	円 (職給料表 級 号給・調整 額 円)	勤 続 期 間	年 月
退 職 勸 奨 日		職 員 の 応 諾 年 月 日	年 月 日	退 職 勸 奨 日		職 員 の 応 諾 年 月 日	年 月 日
退 職 勸 奨 の 理 由				退 職 勸 奨 の 理 由			
参 考 事 項				参 考 事 項			
作 成 者 の 職 名 及 び 氏 名				作 成 者 の 職 名 及 び 氏 名			

別記様式第3号 (第7条関係)

在 職 証			
① 令和 年 月 日交付			
退 職 し た 職 員	② 氏 名		
	③ 生年月日及び年齢	昭和 平成 令和	年 月 日 満 歳
	④ 住所又は居所		
	⑤ 就職年月日	平成 令和	年 月 日
	⑥ 退職年月日	令和	年 月 日
	⑦ 勤続期間	月	
	⑧ 退職時の職名		
	(退職した職員の氏名)		
⑨ 上記の事項を確認する。			
上記のとおり在職していたことを証明する。			
⑩ 所 属 公 署 等	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号	
⑪ 任命権者の氏名			

(裏)

退職した職員の注意事項

- 1 記載事項に相違ないと認めたときは⑩欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- 2 退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となった場合には再就職した任命権者に提出すること。
- 3 この証は1年間大切に保管すること。
任命権者の記載心得
- 1 職員が条例第10条の規定による退職手当の受給資格を得られずに退職した場合、任命権者は、この証に所定の事項を記載し、正副2通を作成し、うち1通を職員に交付し、1通(写)を保管しておくこと。
- 2 記載上の注意
 - ①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。
 - ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
 - ③欄には、退職した職員の生年月日及び年齢を記載すること。
 - ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
 - ⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
 - ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
 - ⑦欄には、退職した職員の⑤欄から⑥欄までの期間についてを記載すること。
 - ⑧欄には、退職した職員の退職時の職名を記載すること。
 - ⑩欄には、この証を交付する所属公署等の名称、所在地(電話がある場合にはその番号)を記載すること。
 - ⑪欄には、任命権者の氏名を記載すること。

別記様式第3号 (第7条関係)

在 職 証				
① 令和 年 月 日交付				
退 職 し た 職 員	② 氏 名		③ 性別 男・女	
	④ 生年月日及び年齢	昭和 平成 令和	年 月 日 満 歳	
	⑤ 住所又は居所			
	⑥ 就職年月日	平成 令和	年 月 日	
	⑦ 退職年月日	令和	年 月 日	
	⑧ 勤続期間	月		
	⑨ 退職時の職名			
	(退職した職員の氏名)			
	⑩ 上記の事項を確認する。			
上記のとおり在職していたことを証明する。				
⑪ 所 属 公 署 等	名 称			
	所 在 地	電 話 番 号		
⑫ 任命権者の氏名				

(裏)

退職した職員の注意事項

- 1 記載事項に相違ないと認めたときは⑩欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- 2 退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となった場合には再就職した任命権者に提出すること。
- 3 この証は1年間大切に保管すること。
任命権者の記載心得
- 1 職員が条例第10条の規定による退職手当の受給資格を得られずに退職した場合、任命権者は、この証に所定の事項を記載し、正副2通を作成し、うち1通を職員に交付し、1通(写)を保管しておくこと。
- 2 記載上の注意
 - ①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。
 - ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
 - ③欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印をつけること。
 - ④欄には、退職した職員の生年月日及び年齢を記載すること。
 - ⑤欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
 - ⑥欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
 - ⑦欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
 - ⑧欄には、退職した職員の⑥欄から⑦欄までの期間についてを記載すること。
 - ⑨欄には、退職した職員の退職時の職名を記載すること。
 - ⑪欄には、この証を交付する所属公署等の名称、所在地(電話がある場合にはその番号)を記載すること。
 - ⑫欄には、任命権者の氏名を記載すること。

別記様式第4号(第8条関係)

失業者の退職手当受給資格者証										
令和 年 月 日交付								受給資格者証番号		
受給資格者	氏名				年齢	満	歳	月		
	現住所	県 市 町 村								
	本籍地	県 市 町 村								
退職年月日		平成	年	月	日	退職事由				
の基礎となる給与総額	退職日前6月に支払った給与総額				退職当時支給した退職手当		円(A)			
	1	給	料	円	給付制限日数		日			
	2	扶	養	円	待 期 日 数		日(F)			
	3	特	殊	円	(計算の根拠)					
	4	時	間	円	(1未満の端数は切捨てる)					
	5	夜	間	円	給 付 日 数		日			
	6	休	日	円	(計算の根拠)					
	7	休	日	円	(1未満の端数は切捨てる)					
8	休	日	円	合 計		円(B)				
手当算出根拠	B 円 銭 (C)				失業者の退職手当額		円(E)			
	基本手当の日額 (D) 円 (D)				失業者の退職手当日額		円(D)			
令和 年 月 日		任命権者職氏名								
第八條第二項による	令和 年 月 日上記の者が求職の申込みをしたことを証明する。									
	令和 年 月 日 (取扱者氏名又は印) ○○公共職業安定所									
第十二條第二項による	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 間(待期間)上記の者が失業の状態にあることを認定する。									
	令和 年 月 日 (取扱者氏名又は印) ○○公共職業安定所									
傷 病 手 当										
公共職業訓練等	受講開始		技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	
	受講終了予定			通所手当	月額	円	月	支給開始		
	令和 年 月 日		寄宿手当		月額	円	月	日	支給開始	
給付日数の延長		延長する日数	理由	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで						
備 考										

(裏)

略(条令第10条及び規則第5条から第21条までを記載すること。)

退職した職員の注意事項

- 記載上の注意
記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、この票を提示して求職の申込みを行うこと。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した任命権者に提出すること。
- 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間(これを支給期間という。)であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第2項に定める所定の期限までに知事に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間(最大限4年)となること。

別記様式第4号(第8条関係)

失業者の退職手当受給資格者証										
令和 年 月 日交付								受給資格者証番号		
受給資格者	氏名				年齢	満	歳	月		
	現住所	県 市 町 村								
	本籍地	県 市 町 村								
退職年月日		平成	年	月	日	退職事由				
の基礎となる給与総額	退職日前6月に支払った給与総額				退職当時支給した退職手当		円(A)			
	1	給	料	円	給付制限日数		日			
	2	扶	養	円	待 期 日 数		日(F)			
	3	特	殊	円	(計算の根拠)					
	4	時	間	円	(1未満の端数は切捨てる)					
	5	夜	間	円	給 付 日 数		日			
	6	休	日	円	(計算の根拠)					
	7	休	日	円	(1未満の端数は切捨てる)					
8	休	日	円	合 計		円(B)				
手当算出根拠	B 円 銭 (C)				失業者の退職手当額		円(E)			
	基本手当の日額 (D) 円 (D)				失業者の退職手当日額		円(D)			
令和 年 月 日		任命権者職氏名								
第八條第二項による	令和 年 月 日上記の者が求職の申込みをしたことを証明する。									
	令和 年 月 日 (取扱者氏名又は印) ○○公共職業安定所									
第十二條第二項による	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 間(待期間)上記の者が失業の状態にあることを認定する。									
	令和 年 月 日 (取扱者氏名又は印) ○○公共職業安定所									
傷 病 手 当										
公共職業訓練等	受講開始		技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	
	受講終了予定			通所手当	月額	円	月	支給開始		
	令和 年 月 日		寄宿手当		月額	円	月	日	支給開始	
給付日数の延長		延長する日数	理由	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで						
備 考										

(裏)

略(条令第10条及び規則第5条から第21条までを記載すること。)

退職した職員の注意事項

- 記載上の注意
記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、この票を提示して求職の申込みを行うこと。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した任命権者に提出すること。
- 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間(これを支給期間という。)であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第2項に定める所定の期限までに知事に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間(最大限4年)となること。

別記様式第5号(第8条関係)

失業者の退職手当台帳										
受給資格者	氏名		旧勤務場所		受給資格者証番号					
	現住所									
	本籍地		年齢	満		歳			月	
受給資格者証	交付年月日	年	月	日	受付責任者					
退職年月日					年 月 日					
退職当時支給した退職手当の金額					円(A)					
失業者の退職手当の金額		円(B)			(B)の積算根拠					
同上日額		円(Dの金額)			最後の6月に支払った給与総額					
給付制限日数		日			1 給料 円					
待機日数		A/D (但し1未満の端数は切り捨てる。)			2 扶養手当 円					
					3 特殊勤務手当 円					
					4 時間外勤務手当 円					
					5 夜間勤務手当 円					
					6 休日勤務手当 円					
					7 円					
					8 円					
							(E)			合計 円(C)
給付日数		(所定給付日数-E)日			基本手当の日額 円(D)					
失業者の退職手当の支給ができる年月日					D×所定給付日数-A= 円(B)					
失業者の退職手当の支給がなくなる年月日					年月日 (求職の日から給付制限日数及び待機日数を経過した日)					
失業者の退職手当の支給がなくなる年月日					年月日 (退職年月日の翌日から1年を経過した日)					
受給期間の延長	延長する日数	日	年 月 日から		年 月 日まで					
給付日数の延長	延長する日数	日	理由	年 月 日から		年 月 日まで				
受講手当	支給金額	円	日額	円	月	日	支給開始	受講開始		
通所手当	支給金額	円	月額	円	月	日	支給開始	年月日		
寄宿手当	支給金額	円	月額	円	月	日	支給開始	受講終了予定		
傷病手当	支給金額	円	算定基礎			年月日				
常用就職支度金	支給金額	円	算定基礎							
移転費	支給金額	円	算定基礎							
広域求職活動費	支給金額	円	算定基礎							
再就職手当	支給金額	円	算定基礎							
高年齢求職者給付金	支給金額	円	算定基礎							
特例一時金	支給金額	円	算定基礎							
支給経過	第1回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		
	第2回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		
	第3回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		
	第4回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		

別記様式第5号(裏面) 略

別記様式第5号(第8条関係)

失業者の退職手当台帳										
受給資格者	氏名		旧勤務場所		受給資格者証番号					
	現住所					性別				
	本籍地		年齢	満		歳			月	
受給資格者証	交付年月日	年	月	日	受付責任者					
退職年月日					年 月 日					
退職当時支給した退職手当の金額					円(A)					
失業者の退職手当の金額		円(B)			(B)の積算根拠					
同上日額		円(Dの金額)			最後の6月に支払った給与総額					
給付制限日数		日			1 給料 円					
待機日数		A/D (但し1未満の端数は切り捨てる。)			2 扶養手当 円					
					3 特殊勤務手当 円					
					4 時間外勤務手当 円					
					5 夜間勤務手当 円					
					6 休日勤務手当 円					
					7 円					
					8 円					
							(E)			合計 円(C)
給付日数		(所定給付日数-E)日			基本手当の日額 円(D)					
失業者の退職手当の支給ができる年月日					D×所定給付日数-A= 円(B)					
失業者の退職手当の支給がなくなる年月日					年月日 (求職の日から給付制限日数及び待機日数を経過した日)					
失業者の退職手当の支給がなくなる年月日					年月日 (退職年月日の翌日から1年を経過した日)					
受給期間の延長	延長する日数	日	年 月 日から		年 月 日まで					
給付日数の延長	延長する日数	日	理由	年 月 日から		年 月 日まで				
受講手当	支給金額	円	日額	円	月	日	支給開始	受講開始		
通所手当	支給金額	円	月額	円	月	日	支給開始	年月日		
寄宿手当	支給金額	円	月額	円	月	日	支給開始	受講終了予定		
傷病手当	支給金額	円	算定基礎			年月日				
常用就職支度金	支給金額	円	算定基礎							
移転費	支給金額	円	算定基礎							
広域求職活動費	支給金額	円	算定基礎							
再就職手当	支給金額	円	算定基礎							
高年齢求職者給付金	支給金額	円	算定基礎							
特例一時金	支給金額	円	算定基礎							
支給経過	第1回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		
	第2回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		
	第3回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		
	第4回	自 年 月 日 間		日分		円				
		至 年 月 日		年 月 日 日 日 日 日		請求書整理番号		責任者		
		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		年 月 日 日 日 日 日		
		給付残日数		日		給付残額		円		

別記様式第5号(裏面) 略

別記様式第6号(第10条、第10条の4関係)

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名			受給資格者証番号															
	住所又は居所																		
② 退職年月日	年 月 日																		
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため																		
	具体的理由 ()																		
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称			診療担当者															
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで																		
	職員 退職手当に関する条例施行規則第10条第1項・第10条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 長崎県知事 様 申請者氏名																		
※ 処 理 欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで																	
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>課</td><td>係</td><td>係</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>長</td><td>長</td><td></td> </tr> </table>										課	係	係					長	長	
				課	係	係													
				長	長														

注 意

- この申請は、受給資格者証を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号(表面)(第15条関係)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	① 氏名			② 生年月日	年 月 日	受給資格者証番号	
	診療担当者						
診療担当者	③傷病の名称及びその程度						
	④初診年月日	年 月 日					
証明	⑤傷病の経過		年 月 日	治ゆ、転医、中止、継続中			
	⑥傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで	} 日間			
⑦ 上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 (診療担当者氏名又は印)							
支給申請期間	⑧同一の傷病により受けることができる給付		(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)				
	⑨の給付を受けることができる期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間			
	⑩傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間			
⑪内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	月 月 日	月 月 日	月 月 日	円	円	日分	日分
職員 退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名							
※ 処 理 欄	支給期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間			

別記様式第6号(第10条、第10条の4関係)

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名		性別	男・女	受給資格者証番号															
	住所又は居所																			
② 退職年月日	年 月 日																			
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため																			
	具体的理由 ()																			
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称			診療担当者																
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで																			
	職員 退職手当に関する条例施行規則第10条第1項・第10条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 長崎県知事 様 申請者氏名																			
※ 処 理 欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで																		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>課</td><td>係</td><td>係</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>長</td><td>長</td><td></td> </tr> </table>											課	係	係					長	長	
				課	係	係														
				長	長															

注 意

- この申請は、受給資格者証を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号(表面)(第15条関係)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	① 氏名			② 性 別		③ 生年月日	年 月 日	受給資格者証番号					
	診療担当者												
診療担当者	④傷病の名称及びその程度												
	⑤初診年月日	年 月 日											
証明	⑥傷病の経過		年 月 日	治ゆ、転医、中止、継続中									
	⑦傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで	} 日間									
⑧ 上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 (診療担当者氏名又は印)													
支給申請期間	⑨同一の傷病により受けることができる給付		(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)										
	⑩の給付を受けることができる期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間									
	⑪傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間									
⑫内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあった日	月 月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分	収入のあった日	月 月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	月 月 日	月 月 日	月 月 日	円	円	日分	日分	月 月 日	月 月 日	円	円	日分	日分
職員 退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名													
※ 処 理 欄	支給期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間									

別記様式第12号(裏面)

- この申請書は、もとの任命権者に提出すること。
- この申請書には、受給資格者証を添えること。
- ④欄は、②欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。
(1) 健康保険法による傷病手当金
(2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
(3) 船員法による傷病手当
(4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
(5) 国家公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
(6) 国民健康保険法による傷病手当金
(7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
(8) 公害健康被害補償法による障害補償費
- ⑤欄には、②欄の期間のうち、⑤欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑤欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- ⑥欄には、②欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいひ、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号の2(第17条の2関係)

失業者の退職手当高年齢受給資格者証			
			受給資格者証番号
高年齢受給資格者	氏名	年齢	満 歳 月
	現住所	県	市 郡 町 村
退職事由			
退職年月日	年 月 日	退職時に支給した退職手当	円
交付年月日	年 月 日		
雇用保険法第33条に規定する期間	日	待 期 日 数	日
第19条の2第2項に規定する任命権者が指定する日	年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日
基本手当日額	円	失業者の退職手当給付日数	日
年 月 日 任命権者 職 氏 名			
第19条の2第1項による求職申込証明欄	年 月 日 上記の者が求職の申込みをしたことを証明する。 (取替者氏名又は印) 公共職業安定所		
第19条の2第2項による失業の確認欄	年 月 日から 年 月 日まで 間 (待期日数) 年 月 日から 年 月 日まで 間 (求職の申込みをした日から管轄公共職業安定所に出頭し失業の証明を受けた日まで) 上記の間失業の状態にあることを証明する。 (取替者氏名又は印) 公共職業安定所		
備考			
注意事項			
1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。			
2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、もとの任命権者に提出すること。			
3 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。			
4 氏名又は現住所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。			

別記様式第12号(裏面)

- この申請書は、もとの任命権者に提出すること。
- この申請書には、受給資格者証を添えること。
- ④欄は、②欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。
(1) 健康保険法による傷病手当金
(2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
(3) 船員法による傷病手当
(4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
(5) 国家公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
(6) 国民健康保険法による傷病手当金
(7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
(8) 公害健康被害補償法による障害補償費
- ⑤欄には、②欄の期間のうち、⑤欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑤欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- ⑥欄には、②欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいひ、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号の2(第17条の2関係)

失業者の退職手当高年齢受給資格者証			
			受給資格者証番号
高年齢受給資格者	氏名	性別	年齢 満 歳 月
	現住所	県	市 郡 町 村
退職事由			
退職年月日	年 月 日	退職時に支給した退職手当	円
交付年月日	年 月 日		
雇用保険法第33条に規定する期間	日	待 期 日 数	日
第19条の2第2項に規定する任命権者が指定する日	年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日
基本手当日額	円	失業者の退職手当給付日数	日
年 月 日 任命権者 職 氏 名			
第19条の2第1項による求職申込証明欄	年 月 日 上記の者が求職の申込みをしたことを証明する。 (取替者氏名又は印) 公共職業安定所		
第19条の2第2項による失業の確認欄	年 月 日から 年 月 日まで 間 (待期日数) 年 月 日から 年 月 日まで 間 (求職の申込みをした日から管轄公共職業安定所に出頭し失業の証明を受けた日まで) 上記の間失業の状態にあることを証明する。 (取替者氏名又は印) 公共職業安定所		
備考			
注意事項			
1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。			
2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、もとの任命権者に提出すること。			
3 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。			
4 氏名又は現住所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。			

別記様式第13号 (第18条関係)

(表 面)

失業者の退職手当特例受給資格者証	
受給資格者証番号	
特例受給資格者	氏名 年齢 満 歳 月 現住所 県 市 郡 町 村
退職事由	
退職年月日	年 月 日 退職時に支給した退職手当 円
交付年月日	年 月 日
雇用保険法第33条に規定する期間	日 待期日数 日
第20条第2項に規定する任命権者が指定する日	年 月 日 受給期限日 年 月 日
基本手当日額	円 失業者の退職手当給付日数 日
年 月 日 任命権者 職 氏 名	
第20条第1項による求職申込証明欄	年 月 日 上記の者が求職の申込みをしたことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所 (取扱者氏名又は印)
第20条第2項による失業の確認欄	年 月 日から 間 (待期日数) 年 月 日まで 年 月 日から 間 年 月 日まで 求職の申込みをした日から管轄公共職業安定所に出頭し失業の証明を受けた日 上記の間失業の状態にあることを証明する。(取扱者氏名又は印) 公共職業安定所
備 考	
注意事項 1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。 2 特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて提出すること。 3 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとするときは、以後特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。 4 氏名又は現住所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。	

(裏 面)

記 載 欄

別記様式第13号 (第18条関係)

(表 面)

失業者の退職手当特例受給資格者証	
受給資格者証番号	
特例受給資格者	氏名 性別 年齢 満 歳 月 現住所 県 市 郡 町 村
退職事由	
退職年月日	年 月 日 退職時に支給した退職手当 円
交付年月日	年 月 日
雇用保険法第33条に規定する期間	日 待期日数 日
第20条第2項に規定する任命権者が指定する日	年 月 日 受給期限日 年 月 日
基本手当日額	円 失業者の退職手当給付日数 日
年 月 日 任命権者 職 氏 名	
第20条第1項による求職申込証明欄	年 月 日 上記の者が求職の申込みをしたことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所 (取扱者氏名又は印)
第20条第2項による失業の確認欄	年 月 日から 間 (待期日数) 年 月 日まで 年 月 日から 間 年 月 日まで 求職の申込みをした日から管轄公共職業安定所に出頭し失業の証明を受けた日 上記の間失業の状態にあることを証明する。(取扱者氏名又は印) 公共職業安定所
備 考	
注意事項 1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。 2 特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて提出すること。 3 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとするときは、以後特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。 4 氏名又は現住所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。	

(裏 面)

記 載 欄

別記様式第16号(第21条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			受給資格者証番号							
	住所又は居所										
訪問事業所	名称	所在地									
※宿泊地	職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係						
※泊数	泊	泊	泊	泊	泊						
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名											
※公共職業安定所指定範囲	区間	距離	運賃	急行料金	計	船賃	航空賃	車賃	宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数
		キロメートル	(円)	(円)	(円)	キロメートル	(円)	(円)	(円)	(円)	(キロメートル)
		()									
	合計										
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額 円										円	
差引支給額 円										円	
										円	
										円	

注意

- 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内にもとの任命権者に提出すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第16号の2(表面)(第21条関係)

求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			受給資格者証番号		
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日	当該講座に関する公的資格	受講費(入学科含む)(円)
					資格名	円
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名						
※旭理欄	支給決定年月日	令和 年 月 日	計算欄		支給額(円)	円
備考欄						

別記様式第16号の2(裏面) 略

別記様式第16号(第21条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格者証番号						
	住所又は居所										
訪問事業所	名称	所在地									
※宿泊地	職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係					
※泊数	泊	泊	泊	泊	泊	泊					
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名											
※公共職業安定所指定範囲	区間	距離	運賃	急行料金	計	船賃	航空賃	車賃	宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数
		キロメートル	(円)	(円)	(円)	キロメートル	(円)	(円)	(円)	(円)	(キロメートル)
		()									
	合計										
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額 円										円	
差引支給額 円										円	
										円	
										円	

注意

- 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内にもとの任命権者に提出すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第16号の2(表面)(第21条関係)

求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格者証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日	当該講座に関する公的資格	受講費(入学科含む)(円)
					資格名	円
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名						
※旭理欄	支給決定年月日	令和 年 月 日	計算欄		支給額(円)	円
備考欄						

別記様式第16号の2(裏面) 略

別記様式第16号の3 (表面) (第21条関係)

求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名		住所又は居所		受給資格者証番号				
1 保育等サービス	項番	保育等サービス 利用理由	保育等サービス 事業者名	保育等 サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等サービス 利用期間内の 求職活動実施日	保育等サービス利 用期間内の求職活 動実施日数	費用 (自己負担分) (円)	
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の支給を申請します。									
令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名									
※ 処理欄	支給決定年月日		令和 年 月 日		計 算 欄		支給額 (円)		
	項番							円	
	①							円	
	②							円	
	③							円	
④							円		
合計							円		
備考									

別記様式第16号の3 (裏面) 略

別記様式第16号の3 (表面) (第21条関係)

求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名		性別	男・女	受給資格者証番号				
1 保育等サービス	項番	保育等サービス 利用理由	保育等サービス 事業者名	保育等 サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等サービス 利用期間内の 求職活動実施日	保育等サービス利 用期間内の求職活 動実施日数	費用 (自己負担分) (円)	
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ 空 (01~14) 裏面参照 }	日	円	
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の支給を申請します。									
令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名									
※ 処理欄	支給決定年月日		令和 年 月 日		計 算 欄		支給額 (円)		
	項番							円	
	①							円	
	②							円	
	③							円	
④							円		
合計							円		
備考									

別記様式第16号の3 (裏面) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第8号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則 (令和元年長崎県人事委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1 (第5条関係) 職種別基準表						別表第1 (第5条関係) 職種別基準表					
ア 行政職給料表職種別基準表						ア 行政職給料表職種別基準表					
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給			職務の級	号給	職務の級	号給
略						略					
キャリアコーディネーター	略					キャリアコーディネーター	略				
企業コーディネーター	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>93</u>	統括就職支援員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>69</u>
地域コーディネーター	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>93</u>	就職支援員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>61</u>
再就職支援員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>69</u>	(国家資格キャリアコンサルタントあり)					
略						就職支援員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>37</u>
						(国家資格キャリアコンサルタントなし)					
略						略					

イ及びウ 略

イ及びウ 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
組織		職員	組織		職員
略			略		
知事部局	本庁	部長 <u>危機管理対策監</u> 福祉保健部こども政策局長 理事 政策監 技監 次長 参事監 課長 室長 県民センター長 総務事務センター長 企画監 医療監 <u>政策企画課参事</u> 総務文書課法制・公益法人班参事 <u>基地対策・国民保護課参事</u> スポーツ振興課参事 交通・地域安全課参事 水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監 福祉保健課企画予算班参事 医療政策課参事（長崎県病院企業団派遣）医療人材対策室参事 <u>農業イノベーション推進室参事</u> 農山村振興課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 政策調整課課長補佐（総務・予算担当） <u>政策調整課課長補佐（政策調整担当）</u> 政策企画課課長補佐（未来戦略企画担当） <u>政策企画課課長補佐（連携推進担当）</u> 政策企画課課長補佐（総合計画見直し担当） 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課課長補佐 <u>広報課課長補佐</u> 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 <u>防災企画課課長補佐（大村駐在）</u> 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興・世界遺産課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 医療人材対策室課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐	知事部局	本庁	統轄監 部長 <u>危機管理監</u> 福祉保健部こども政策局長 理事 政策監 技監 次長 参事監 課長 室長 県民センター長 総務事務センター長 <u>補佐監</u> 企画監 医療監 <u>危機管理課参事（国民保護等担当）</u> 総務文書課法制・公益法人班参事 スポーツ振興課参事 交通・地域安全課参事 水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監 福祉保健課企画予算班参事 医療政策課参事（長崎県病院企業団派遣）医療人材対策室参事 農山村振興課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 <u>危機管理課防災対策・施設班課長補佐（大村駐在）</u> 政策調整課課長補佐（総務・予算担当） <u>政策調整課課長補佐（政策調整担当）</u> 政策企画課課長補佐（未来戦略企画担当） <u>政策企画課課長補佐（連携推進担当）</u> 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課課長補佐 <u>広報課報道企画班課長補佐</u> 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興・世界遺産課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 医療人材対策室課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務係長 <u>危機管理課基地対策・</u>

		部主管課総務係長 政策企画課係長 (連携推進担当) <u>秘書課秘書班係長</u> 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 <u>防災企画課防災企画班係長</u> こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課総務・予算班係長 人事課主任主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主任主事 (人事担当) 人事課主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主事 (人事担当) 船長			企画班係長 政策企画課係長 (連携推進担当) <u>秘書課係長</u> 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課総務・予算班係長 人事課主任主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主任主事 (人事担当) 人事課主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主事 (人事担当) 船長
	略			略	
教育委員会	本庁	教育次長 課長 室長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事 (人事担当) 総括課長補佐 <u>教育政策課総務人事班課長補佐</u> 教職員課課長補佐 義務教育課課長補佐 (人事担当) 高校教育課課長補佐 (人事担当) 管理主事 教職員課係長 (人事担当) 義務教育課係長 (人事担当) 高校教育課係長 (人事担当) <u>教育政策課主任主事 (人事又は給与担当)</u> 教職員課主任主事 (人事担当)	教育委員会	本庁	<u>政策監</u> 教育次長 課長 室長 課に置く室の長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事 (人事担当) <u>総務課法務監察班参事</u> 総括課長補佐 <u>総務課総務人事班係長 (人事担当)</u> <u>総務課法務監察班課長補佐</u> 教職員課課長補佐 義務教育課課長補佐 (人事担当) 高校教育課課長補佐 (人事担当) 管理主事 教職員課係長 (人事担当) 義務教育課係長 (人事担当) 高校教育課係長 (人事担当) <u>総務課主任主事 (人事又は給与担当)</u> 教職員課主任主事 (人事担当) 高校教育課主任主事 (人事担当) 教職員課主事 (人事担当)
	略			略	
備考	略		備考	略	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四) 二二一一四

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。